

●香川県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき令和3年4月1日付けで道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市三谷町字中原366番1 地先から	前	8.8～53.0	2297	市道移管による不用物件 化
高松市出作町字東原305番5 地先まで	後	—	—	
高松市出作町字東原293番17 地先から	前	7.0～15.6	1546	
高松市多肥下町字本村246番 1地先まで	後	—	—	
高松市多肥下町1587番12地先 から	前	6.1～27.2	1990	
高松市林町字宗高1490番1地 先まで	後	—	—	